

足利短期大学ハラスメント対応規程

(目的)

第1条 この規程は、ハラスメント防止規程第9条2項に基づき、足利短期大学(以下「短大」という)におけるハラスメントの事案を適切に処理するために定める。

(学長の責務)

第2条 学長は、短大におけるハラスメント防止の責任者として教職員、学生等に対してハラスメント防止の周知徹底を図り、重大な事案については適切な処理を行う責任を有する。

(相談窓口)

第3条 学長は、ハラスメントに関する相談窓口を設け、専任教職員の中から男女各1名以上の相談員を選任する。

2. 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(相談員の責務)

第4条 相談員は、職職員、学生等から個別の事案について相談を受けた場合、事実関係の確認を行い、指導、助言等により健全な人間関係の維持が図られるよう努力しなければならない。

2. 相談員は、前項の指導、助言等で解決が困難な場合に、相談者の了解のもとに学長に報告しなければならない。但し、学生の関わる事案については学生指導委員長にも報告するものとする。

3. 相談員は、当事者のプライバシーを尊重して、知りえた事項を他人に漏らしてはならない。

(学長等の調整)

第5条 前条2項の報告を受けた学長及び学生指導委員長は、調整活動を行うことができる。

2. 学長は、学生同士の事案については、審議を学生指導委員会に依頼する。

(ハラスメント対応委員会)

第6条 学長は、重大な事案又は前条1項の調整が不調の場合は、ハラスメント対応委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会組織)

第7条 委員会の委員は次のとおりとする。

(1) 学長

(2) 学長の指名した専任教職員の男女各1名～2名(相談員は除く)

(3) 事務長

(4) 学生指導委員長

2. 前項(4)号の委員は学生の関わる事案のみの委員とする。

3. 委員長は学長が務め、委員会を招集する。

4. 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審議事項等)

第8条 委員会は、学長から提出された事案について調査及び審議を行う。

2. 調査は、委員のうちの男女各1名が行うことを原則とし、方法については委員会で定める。

3. 委員会の委員は、当事者のプライバシーを尊重して、知りえた事項を他人に漏らしてはならない。

(審議結果の通知等)

第9条 委員会は、当該事案が懲戒処分にあたらないと認めたときは、審議結果を当事者に説明し、関係改善の援助を学長に要請する。

2. 委員会は、当該事案が重大であり、懲戒処分等を行うことが適当と認められたときは、理事長に報告し、就業規則等に従った手続きを始めることを要請する。

3. 委員会は当該事案に関わる業務が終了後、解散する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、ハラスメント防止責任者会議が決定する。

附則

この規程は、平成18年5月31日から施行する。